

組合員証・被扶養者証が使用できなくなります

本年12月2日から、現行の組合員証・被扶養者証（健康保険証）が使用できなくなります。マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を所属所宛に送付します。申請は不要です。

ご自身のマイナ保険証の利用登録状況を確認の上、マイナナンバーカードの取得及び保険証利用登録にご協力ください。

送付対象者：下記2つに当てはまる方にお送りします。

- ・組合員証、被扶養者証を持っている方
- ・マイナ保険証を持っていない方

（マイナナンバーカードを持っていない方
マイナナンバーカードに健康保険証の利用登録を行っていない方）

マイナ保険証の利用登録は
お済みですか？



発送時期：令和7年11月下旬

よくある質問



Q1 マイナ保険証の利用登録をしているか、どこで確認できるの？

A1 マイナポータルにログインし、トップ画面で確認ができます。

Q2 マイナナンバーカードは持っているけど、健康保険証の利用登録はどのように行うの？

A2 ①医療機関・薬局での受付、②「マイナポータル」からの利用登録、③セブン銀行ATMから行う、の3つの方法があります。詳細は厚労省ホームページ等をご確認ください。

在職老齢年金について

老齢厚生年金の受給権者が在職している（被保険者等である）間は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額に応じて、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止されます。

在職老齢年金に係るフローチャート

総報酬月額相当額^{※1}と基本月額^{※2}の合計額が支給停止調整額^{※3}以下



はい

全額支給



いいえ

一部または全額支給停止



支給停止額＝

$(\text{総報酬月額相当額}^{\ast 1} + \text{基本月額}^{\ast 2} - \text{支給停止調整額}^{\ast 3}) \times 1/2$



※1 その月の標準報酬月額＋（直近1年の標準賞与合計額÷12）

※2 経過的加算額、加給年金額は除いた老齢厚生年金の月額

※3 令和7年度の額は**51万円**

障害厚生年金 ～在職中でも受給できます～

組合員期間を含む厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある傷病により、一定の障害状態になった場合に、障害程度に応じて障害厚生年金が受給できます。

なお、障害厚生年金は在職中でも受給できますが、同一の傷病により傷病手当金の支給を受けることができる場合、傷病手当金の支給額が調整されます。

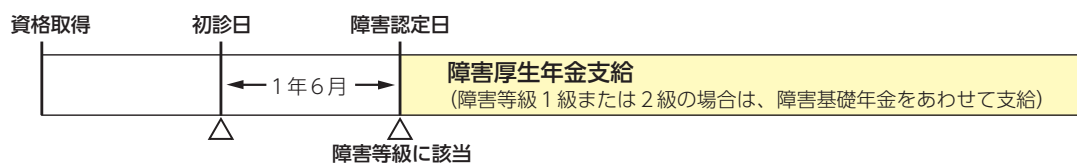
受給要件

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。
- 2 障害の状態が、障害認定日^{※1}に障害等級1級から3級^{※2}のいずれかに該当していること。
ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合がある。
- 3 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい。

※1 初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内に傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、当該治った日又は当該状態に至った日）

※2 障害者手帳の等級とは異なります。



〈障害認定日の特例〉

初診日から1年6月を経過する前でも、状態によっては特例として障害認定日が下表のとおりとなります。

症例の現象	障害認定日	症例の現象	障害認定日
上肢、下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断日	脳血管疾患による機能障害のもの	初診日から6月経過した日以後 ^{※1}
人工骨頭又は人工関節を挿入置換したもの	挿入置換日	人工透析療法を施行したもの	開始日から3月経過した日
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの	装着日	人工肛門又は尿路変更術を施したもの	施した日から6月経過した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの	移植又は装着日	新膀胱造設術を施したもの	造設日
CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの	装着日	咽頭全摘出手術を施したもの	咽頭全摘出手術を施した日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管を挿入置換したもの	挿入置換日	遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から3月経過した日以後 ^{※2}
在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日		

※1 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる時

※2 医学的観点から、機能回復がほとんど望めないと認められるとき

Point!

★初診日の確認をお願いします。

初診日から時間が経つと、医療機関での証明書類の取得が難しくなります。請求をお考えの方は、ご自身の病歴・受診歴等を整理していただいたうえで、年金班までご連絡ください。

★初診日が短期組合員（第1号厚生年金被保険者）の期間中の場合は、請求先は日本年金機構になります。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

資格喪失したら組合員証等は使用できません

組合員や被扶養者の資格喪失日以降は、**お持ちの組合員証及び被扶養者証やマイナ保険証、資格確認書***を絶対に使用しないでください。

資格喪失後（遡って組合員や被扶養者の資格を喪失した場合を含む。）に使用されると、**共済組合の負担分（医療費の7割（8割）や附加給付金等）を返還していただく場合があります。**また、返還した医療費については、新たに加入した健康保険に還付請求ができますが、ご自身で請求していただく手続きが必要です。

※組合員証等の新規発行終了に伴い、令和6年12月2日以降、資格取得をされた組合員や認定された被扶養者に交付されます。

なお、新たに加入した健康保険制度におけるマイナ保険証は「資格情報のお知らせ」が届いてから利用可能となります。「資格情報のお知らせ」が届く前でもマイナポータル画面の「健康保険情報の登録状況」で利用可能かをご確認いただけます。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

福祉医療費等助成制度の受給資格確認にご協力ください

毎年7月に、市町村等が実施している福祉医療費等助成制度の受給資格の確認をしています。

以下のケースに当てはまる場合は共済組合へ報告をお願いします。

- ・助成を受けることになった場合*
- ・助成が受けられなくなった場合
- ・助成の内容に変更があった場合



※所属所事務担当者の方へ

毎年7月頃に所属所長あて公文書により依頼しますので、助成内容を確認のうえ、報告をお願いします。
正しい報告がないと、給付金が支給されなかったり、支給した給付金を返還していただくことがあります。

◎福祉医療費等助成制度とは

市町村等が、一定の条件を満たした方に、医療費の窓口負担の全額または一部を助成する制度です。福祉医療費等助成制度には、乳幼児・こども医療費助成、（重度）障害者医療費助成、母（父）子家庭等医療費助成、高齢期移行者医療費助成などがあります。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

「ひょうご夢Life令和7年4月号」掲載記事の一部訂正について

「ひょうご夢Life 令和7年4月号」に掲載した**短期給付に関する記事について、一部記載誤りがありました。**
訂正内容については、当支部ホームページにてご確認ください。

組合員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

掲載場所（兵庫支部ホームページ）



兵庫支部トップページ ➡ お知らせ ➡ 組合員向け ➡ 「ひょうご夢Life令和7年4月号掲載記事の訂正について」

特定健康診査のご案内

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。

40歳から74歳までの短期組合員で勤務先の定期健康診断等を受診されない方、被扶養者の方を対象に、7月下旬頃に受診券等をご自宅宛てに発送します。事前に実施医療機関に予約し、当日は受診券・資格を確認できるもの（マイナポータルの資格画面や資格確認書等）・標準的な質問票の3点を持参のうえ受診してください。

※勤務先の定期健康診断や人間ドック等を受診される方にも受診券が届く場合がありますが、特定健康診査を重ねて受診する必要はありません。

【特定健康診査の流れ】



7月下旬頃、受診券等をご自宅に到着します。



実施医療機関を確認し、事前に予約してください。



予約した医療機関で受診してください。

※受診料は**無料**です！

【主な健診項目】

身体計測（身長、体重等）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液検査、尿検査 等



【特定健康診査のここがポイント！】

近隣の病院で受診することができます。実施医療機関については、受診券に同封している冊子または兵庫支部ホームページで確認できます。



実施医療機関一覧

【健診結果提供のお願い】

パート勤務先での健康診断等を受診したため、特定健康診査等を受診されない方（受診券を利用しない方）は、以下の書類を福祉担当宛にお送りください。

- ・標準的な質問票（受診券送付時に同封したもの）
- ・健康診断の結果の写し（健診項目の健診結果、健診機関名、医師名がわかるもの）

健診結果を共済組合に提供することのメリット

- ①送付いただいた健診結果をもとに、生活習慣病の発生リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方には、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）からのサポートが**無料**で受けられます。
- ②マイナポータル上で健診結果を閲覧できるようになるため、毎年の検査結果を確認できるなど、健康管理に役立てることができます。





お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

被扶養配偶者がん検診助成のご案内

今年度中に40歳以上になる、被扶養配偶者に対するがん検診費用の一部を助成しています。

1人当たり年度内に4,000円の限度額に達するまで請求することができます。

対象となる健診の内容

- (1) 市町が行うがん検診（市町で実施する「まちぐるみ健診」と同時受診する場合も含みます。）
- (2) 病院・診療所で受診するがん検診又は人間ドック
- (3) 郵送等により自宅で行うがん検診
- (4) 上記検診(1)～(3)の結果が再検査となった検査（保険診療であっても可）

※保険診療（3割負担）扱いとなっているものは対象となりません（上記（4）を除く）。

早期発見には定期的な検診が大切です。自覚症状がないうちから受診しよう！



口座確認について

共済組合から支給する給付金等（出産費・インフルエンザ予防接種助成等）が振り込めない事例が発生しています。

共済組合への届出口座は、例年7月頃に所属所へ送付する「組合員・被扶養者基本台帳」で確認できます。

届出口座の変更は、「組合員情報変更届書」で報告してください。

○参考事例（名義人相違、口座解約、支店の統廃合等）

お問合せ先

- 給付金について
給付担当 (078) 362-3765
- インフルエンザについて
福祉担当 (078) 362-3763
- 口座変更手続について
資格担当 (078) 362-3766



振込不能となった場合、再度正しい口座に給付金等を振り込むのに、時間がかかることがあるよ！



“高校生ホテル”の開催について

ホテル北野プラザ六甲荘では、令和元年から神戸市立神港橘高等学校と連携して“高校生ホテル”を開催しています。

高校生ホテルでは、生徒自らが企画、運営や接客等の業務のほとんどを行います。

未来を担う高校生が、心温まるおもてなしで地域との絆を育む宿泊特別体験と、心に残る思い出をご提供いたします。

日時：令和7年11月20日（木）～21日（金）

1泊2食付16,000円（定員50名）ご夕食のみ6,500円（税金・サービス料込み）

共済組合施設利用補助券及び兵庫県学校厚生会の指定施設利用補助券（共通）をご利用いただけます。

予約・お問い合わせはこちらから

ホテル北野プラザ六甲荘
TEL：078-241-2451（代表）
FAX：078-241-2497
Mail：yoyaku@rokkoso.com

○神戸市立神港橘高等学校

本校は「ひと」を「たから」と捉え、神戸を愛し、支える「人財」を地域とともに育てることをコンセプトに、平成28年4月に商業高校として開校し、これまでも市内のホテルと提携し、地域の課題の研究やインターシップなどを通して生徒の職業観を養う教育活動に取り組んできました。